

土浦市電子入札運用基準

1 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、土浦市における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、土浦市電子入札試行要綱（平成17年告示第163号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

茨城県との共同利用により、土浦市が発注する請負工事及び業務委託に係る入札を処理するシステムで、入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムをいう。

(2) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

(3) 紙入札

従来どおり紙に記載した競争参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(4) ICカード

電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、受注者と土浦市の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(5) 電子くじ

入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステム。

2 共通事項

2-1 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等における一般競争入札に付する案件のうち、土浦市工事請負業者等選考委員会が選定し、市長が適当と認めたものとする。

2-2 電子入札を行う案件の基準

前項において、土浦市が電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として、電子入札システムにより入開札事務を行うものとする。

2-3 システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、土浦市の休日を定める条例（令和元年条例第27号）第1条第1項に規定する市の休日を除く次の時間帯とする。

土 浦 市 8：30～22：00

入札参加者 9：00～17：00

2-4 各受付期間等の設定

電子入札案件の各受付期間等は、次のとおり設定するものとする。

①開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌々日を標準とする。

②その他の期間等における日時の設定にあたっては、要綱に基づき設定する。

2-5 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方式、工種区分、落札方式、工事／業務区分、内訳書有無、案件区分について錯誤が認められた場合には、土浦市は次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

【案件の修正手順】

①錯誤案件に対して競争参加資格確認申請が行われるのを防ぐため、締切日時を最小単位（1分）になるよう変更する。

（修正例：受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01）

②件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

（修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）

③新規の案件として改めて登録する。

④既に競争参加資格確認申請書等の提出があった入札参加者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して競争参加資格確認申請書等を提出するように依頼する。

2-6 電子ファイルの作成基準

電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用する、アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

①Word95 から Word2000 のバージョンで保存したファイル。

②Excel95 から Excel2000 のバージョンで保存したファイル。

③PDF ファイル、画像ファイル（JPEG 形式）。

④上記に加え土浦市が特別に認めたファイル形式。

⑤電子ファイルの圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は認めない。

⑥提出する電子ファイルは、ウィルスチェック済みのものとする。

2-7 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、土浦市よりウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

3 競争参加資格確認申請等の取扱い

3-1 添付資料の提出方法

競争参加資格確認申請において必要な添付資料（以下「申請添付資料」という。）は、原則としてファクシミリで提出するものとする。

4 入札書等の取扱い

4-1 入札書等の受付

入札書は、電子入札システムにより入札金額、くじ番号が入力されたものを有効なものとして取扱うものとする。

なお、建設工事の場合には、指定された案件について工事費内訳書が提出されたものを有効な入札書として取扱うものとする。

4-2 工事費内訳書等の提出方法

建設工事における工事費内訳書は、電子入札システムによる電子ファイルでの添付、又は書留郵便・簡易書留郵便・配達証明郵便・配達記録郵便での提出以外は認めないものとする。

なお、工事費内訳書等の電子ファイル作成については、2-6の規定に基づくものとする。

4-3 入札書等提出時の留意点

入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- ①入札書の入力 is 正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- ②入札書受付締切予定日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- ③入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

4-4 入札の辞退

入札書受付締切予定日時までに入札書が提出されない場合は、入札を辞退するものとして取り扱う。また、あらかじめ入札を辞退する場合においては、辞退届の提出を必要としない。

4-5 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムにより一旦提出された入札書等は、撤回、訂正等を認めないものとする。

5 開札

5-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

5-2 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から入札決定通知書等の発行までが著しく遅延（1時間程度を目安とする。）する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により入札参加者への情報提供

を行うものとする。

5－3 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

5－4 開札の中止の連絡

開札を中止する場合には、電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

6 入札参加者の利用者登録及びＩＣカードの取扱い

6－1 電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準

電子入札システムを利用することができる入札参加者は、土浦市から入札参加資格の決定通知を受けている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札・見積りに関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

6－2 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や新たにＩＣカードを取得した場合には、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行うとともに、下記により書面による届出を行うものとする。

なお、電子入札システムの利用については、土浦市の審査終了後から可能となるものとする。

（１）届出に伴う提出書類

①電子入札利用届（様式１）

②利用者情報

電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷したＩＣカード情報等を記載したもの。

（２）書類の提出方法

郵送、又は直接持参による

（３）書類の提出先

土浦市総務部契約検査課

6－3 電子入札システムに登録できるＩＣカードの基準

電子入札システムに登録することができるＩＣカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、ＩＣカードの名義は、企業の代表者又は受任者の名義で、一企業一名義のみとする。

なお、入札参加者に対しては、ＩＣカードの失効、閉塞、破損等に備えて、複数枚のＩＣカードを登録することを奨励するものとする。この場合において、同一名義のＩＣカードを複数枚登録することが可能である。

6－4 代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報等の変更

入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報の変更が生

じた場合には、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

6-5 ICカード有効期限の対応

入札参加者は、現在使用しているICカードの有効期間内に、入札参加者のパソコンから電子入札システムに新しいICカードの登録を行うものとする。

なお、ICカードの名義及び住所の変更を伴う場合は、6-6の規定によるものとする。

6-6 ICカードの名義、住所の変更

入札参加者は、ICカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、6-3の規定に準じてICカードの新規登録及び書面による届出を行うものとする。

なお、当該変更登録については、土浦市の審査が終了するまで、システムの利用が不可となるため、原則として、7の規定に基づき紙入札で対応するものとする。

6-7 ICカード不正使用の取扱い

入札参加者がICカードを不正使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。

落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

【不正使用した場合の例示】

- ①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ②代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合。

7 紙入札での参加を認める基準

7-1 当初から紙入札での参加を認める基準

土浦市は、入札参加者から紙入札方式参加承諾願（様式2）が提出された場合には、入札参加者側にやむを得ない事由があると土浦市が認めた場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- ①ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- ②企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- ③電子入札の導入準備を行っているが、ICカードの取得が間に合わなかった場合。（ICカードを既に申請中の場合に限る。）

7-2 紙入札による提出書類等の取扱い

前項の規定により、電子入札案件に紙入札で参加することを承諾した場合には、要領の規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。

7-3 電子入札から紙入札への変更を認める基準

土浦市は、電子入札の手続き開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合には、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がな

いと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、当該入札参加者は、できるだけ速やかに紙入札方式参加承諾願（様式２）を土浦市に提出するものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- ① ＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカード再取得の申請又は準備中の場合
- ② 企業名、企業住所、代表者の変更により、ＩＣカード再取得の申請又は準備中の場合
- ③ 入札参加者側のシステム障害の場合

７－４ 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合には、当該入札参加者について、速やかに紙入札により電子入札案件に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、電子入札システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

７－５ 紙入札による電子くじ番号の取り扱い

紙入札による電子くじ番号は、土浦市に到着した順に「０００」から始まる番号を付するものとする。

８ システム障害等の取扱い

８－１ 入札参加者側のシステム障害時

入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合には、７－３の規定により電子入札から紙入札へ移行するものとする。なお、入札参加者に対しては、システム障害に備えて、複数のＩＣカードの取得、代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を推奨するものとする。

８－２ 土浦市側のシステム障害時

土浦市側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となった場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うものとする。この場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。

なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り換えるものとし、電子入札のホームページ等による公表を行うものとする。

付 則

この運用基準は、平成１７年１０月１９日から施行する。

付 則

この運用基準は、令和８年４月１日から施行する。

(様式1)

責任者	氏名：	連絡先：
担当者	氏名：	連絡先：

電子入札利用届

令和 年 月 日

(届出先) 土 浦 市 長

(届出者)

業者番号

住 所

企業名称

代表者名

土浦市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

(添付書類)

1 利用者情報 (※1)

※1 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録するICカード情報が含まれる。

(様式2)

責任者	氏名：	連絡先：
担当者	氏名：	連絡先：

紙入札方式参加承諾願

1 案件名称

工事(委託)番号

工事(委託)件名

2 電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、電子入札システムによる参加ができないため、紙入札方式による参加の承諾をお願いします。

令和 年 月 日

(申請者)

業者番号

住 所

企業名称

代表者名

(あて先) 土 浦 市 長

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

土 浦 市 長

※入札方法及び到着期限

令和 年 月 日 () 午後5時15分までに、書留・簡易書留・配達証明・配達記録のいずれかにより、土浦市へ必着のこと。